

平成 15 年 2 月 17 日

各 位

包括外部監査人 橘 和 良

包括外部監査（市立大学等について）の結果の概要について

「平成 14 年度包括外部監査の結果報告書」の概要は下記のとおりです。

記

1. 外部監査の概要

(1)外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

(2)選定した特定の事件

市立大学、市立短期大学及び市立工業高等専門学校(以下「市立大学等」という)の「財務に関する事務の執行」

「市立大学等」の「経営に係る事業の管理」

(3)外部監査の実施期間

平成 14 年 7 月 11 日より平成 15 年 1 月 30 日まで

なお、監査の実施に先立ち特定の事件選定のための資料収集、各市立大学等および各局からのヒアリングを実施しました。また、監査に当たっては補助者 4 名を使用しています。

2. 結果報告書の概要

・ 総括（報告書 4 頁～13 頁参照）

1. 教育に関する財務事務の執行について

高等教育を実施している市立大学等につき、「市としての教育に関する財務事務の執行」を総合的に監督調整している部局ないし部署がありません。これでは、組織として統一された意思による教育に関する財務事務の執行がなされているとはいえない状況です。

総合監督調整機能について

神戸市として、「財務事務の執行」を含む「教育全般」を監督調整する部局ないし部署の創設ないし決定が望まれます。

2. 人件費について

歳出(支出)に対する人件費の割合は、実に 72～82%を占めており支出額中最大の費目です。また、歳入額に対しては 1.8～6.5 倍にも及んでいます。ところが、各市立大学等においては人件費に関し、他大学と詳細に比較分析し、自校における問題点を検討しようとしたことが殆んどないようです。早急に比較分析し、その結果を今後の施策に活用する必要があります。

3. 神戸市債について

市立大学等の施設関連で多額、かつ高レート of 市債が発行されています。制度上可能な限り、早急に償還、借換等を実施し、金利負担の軽減を図る必要があります。

4. 工作物台帳について

市立大学等(4校とも)では、法定フォームの『工作物台帳』は全く作成されていません。法定手続の遵守が必要です。地方独立行政法人化に際しても、財産管理の面から必須の台帳となります。

官公庁会計について

市立大学等では、現金基準による単式簿記で会計処理が行われていますが、事業体の会計として見た場合、種々の欠陥があります。特に事業体意識の確立及び財産管理の点が問題です。海外の先進事例のように発生主義による複式簿記に基づく決算書体系にする必要があると考えます。

一般財源による補填等について

現在、歳入と歳出の差額は一般財源で補填されておりますが、「成り行き任せ」の決着でなく、一定のルールに従うべきものと考えます。即ち、地方公営企業法第 17 条の 2 を準用して、費用を「行政的経費」及び「不採算経費」と「その他の経費」に区分し、「行政的経費」は一般会計が全額実費負担し、「不採算経費」は、能率的な経営を実施しても、なお収入をもって充てることができないと認められる金額を一般会計が負担し、「その他の経費」は、事業体の経営に伴う収入をもって充てることになります。ここで経営努力が必要とされます。

市有建物の表示登記について

市有建物については、表示登記の申請を当分の間保留する取扱があるため、未登記となっている建物が多い状況となっています。しかしながら、例外的に「登記不要」とするのは、果たして妥当な措置と言えるのか疑問です。

・ 外国語大学（報告書 14 頁～29 頁参照）

1. 土地について

土地異動手続のミス(土地記録調書未作成)により、特定地番につき土地台帳と不動産登記簿の面積の不一致 41,685.00 m²が発生しています。また土地異動手続ミス(データ処理)により、平成 12 年度決算につき、土地面積が、「財産に関する調書」及び「神戸市公有財産表」上、4,636.89 m² 過大に表示されています。更に、また、土地台帳上「外大」と「みなと総局」とで「共有」と記載されている土地について、各々の所有権に基づいて、不動産登記簿上分筆する必要があります。

2. 備品の棚卸について

備品については、定期的に棚卸を実施して、現物の保管状況を把握すべきです。

3. リース資産について

リース資産も、使用のために保管する動産と解されることから、「備品台帳」に記載する必要があります。単年度契約となっていますが、ファイナンスリースという経済実態に合せた契約とすべきです。また、当該契約は予算で債務負担行為として定める必要があります。

4. 図書の現物管理について

閲覧室以外の、書庫、教員保管分についても、定期的に棚卸を実施する必要があります。

5. 業務委託契約について

平成 12 年末に終了した設備工事にかかる財団法人神戸市都市整備公社との委託契約は、平成 16 年度にまで亘る長期分割支払で、異例かつ不適切な取引であると思われます。

リース資産について

ソフトウェアも含めたリース資産の管理台帳を作成し、定期的に棚卸を行う必要があります。

図書について

図書購入について、2名の職員で検収することが必要です。また、定期的に、納入業者を見直すことが望まれます。教員から長期間返却されていない図書は、図書管理簿から除籍することが必要です。

建物の維持修繕計画について

建物については、長期的な維持修繕計画を策定し、大規模修繕に備える必要があります。

・看護大学(報告書 30 頁～37 頁参照)

1. 重要物品について

重要物品に関し、法定様式の物品管理簿が作成されていませんでした。

2. 図書について

期間内に返却されないまま、別の図書の貸出をした者が 4 名いました。

年1回、実地棚卸はされていますが、期末にない図書は紛失等の処理をすべきと思われます。

3. 行政財産の目的外使用許可について

外部業者の使用する食堂と売店等については、行政財産の目的外使用にあたりますが、2年以上の間、正規の許可手続きがなされていませんでした。

入学金等の納入方法について

市内認定申請者の入学金納付に銀行振込を活用し、盗難等の危険回避をご検討下さい。

. 看護大学短期大学部（報告書 38 頁～45 頁参照）

1. 土地の所管換等手続について

一般会計の「看護短大」が現在使用している土地(15,600 m²)の財産区分が病院事業会計(「中央市民病院」となっています。当該土地については、有償(ないし無償)移管とも有償賃借ともなっていません。また無償賃借とするにあたって必要となる行財政局長による決裁手続もとられていません。

早急に正規の手続を実施する必要があります。

「看護短大」の閉校について

平成 17 年 3 月末をもって閉校が予定されていますが、閉校後の財産の処分方法、教職員の処遇については未定であり、閉校後の具体的な見通しがなされていない状況です。特に、建物等の重要な財産については転用・売却といった財産の有効活用を早急に検討すべきであると思われます。

図書の棚卸について

図書について、棚卸手続及び循環計画を規定した棚卸実施要領を作成することが望まれます。

定額小口準備金制度について

事務手続の効率化のため、定額小口準備金制度の採用をご検討ください。

. 工業高等専門学校（報告書 46 頁～57 頁参照）

1. 予算実績差異分析について

歳入歳出について予算決算対照表の勘定科目を充実させ、差異内容を分析する必要があります

2. 「財産に関する調書」等の記載誤りについて

平成 12 年度の「財産に関する調書」及び「神戸市公有財産表」の土地面積には、10 年以上前に既に売却済み(平成 2 年 3 月売却)となっている元高専用地 19,577.91 m²が含まれています。原因は土地記録調書の作成洩れであり、所定手続の遵守が必要です。

3. 公有財産(土地)の取得手続について

昭和 63 年度に取得した現「高専」用地(85,478.24 m²、3,832 百万円)の「財産に関する調書」への記載が 10 年以上も大幅に遅れ、平成 12 年度に漸くなされていきました。

4. 前渡金支出の管理について

支払日を前渡金管理簿上に記載しておく必要があります。

5. 重要物品の管理について

重要物品の管理にあたっては、重要物品現在高報告書を作成し、定期的に実地棚卸を行う必要があります。教育用大型機械設備については、過去の補修履歴を記録しておく必要があります。

6. 図書の棚卸について

棚卸手続及び循環計画を図書管理規定として明確に文書化しておく必要があります。

予算実績差異結果のフィードバックについて

過年度の差異分析結果を翌期の予算策定に反映させるフィードバックについてご検討下さい。

入学選抜料の受領方法について

入学選抜料納付に銀行振込を活用することにより、盗難のリスクの回避と事務手続の軽減が可能となります。

郵便切手の保管について

郵便料金の別納・後納制度を利用することにより、事務が効率化します。

遊休資産の管理について

教育用資産について、遊休資産の把握及び管理手続についてご検討ください。

食堂会計について

食堂運営委員会が外注業者より受領した設備保守料(年額 360 千円)を簿外で管理されていますが、原則どおり神戸市の会計上で収入、支出を計上することが望まれます。

研究活動の成果評価について

研究活動の成果が、研究振興費に見合うものか第三者機関で評価することが必要と考えます。

研究振興費の支出について

研究振興費については、柔軟な研究費支出のあり方を検討する余地があると思われます。

・ 大学等改革に向けて(報告書 58 頁～60 頁参照)

大学等の改革のポイントは学長以下の教職員の現状に対する「危機意識及び問題意識」であり、地方独立行政法人化は、大学構成員の意識改革の大きな契機になり、大学改革を押し進めるものと期待されます。

まず、「事務局」を立ち上げ教育関係者以外の見識者を含む「改革委員会(仮称)」のメンバーを選出し、改革の前提たる「将来の大学像」について、幅広い真剣な議論が求められます。

次に、地方独立行政法人化に際しては種々の方法が考えられますが、4校の統合により、規模のメリットを享受すると共に重複する業務も省略することが可能となります。但し「高専」は、創立の趣旨からして特別の配慮が必要です。総合大学を指向するのなら、4校統合の次のステップとして、更なる統合(県立大学ないし国立大学を相手とする。)を考える必要があります。

最終的にどのような形態になるにしろ、地方独立行政法人化は、大学構成員に「意識改革」をもたらすのは間違いなく、この観点からのメリットは十分享受可能です。

(印は報告書中に意見として別記した部分です。)

以 上